

平成27年度子育て世帯臨時特例給付金の「案内」

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、国から給付金が支給されます。



【申請方法】

必要なもの

- ① 子育て世帯臨時特例給付金の申請書(公務員用・勤務先で児童手当の受給資格を証明されたもの)
- ② 印鑑
- ③ 指定口座が確認できる書類(通帳またはキャッシュカードの写し)

※ただし、平成26年度に加東市へ子育て世帯臨時特例給付金を申請し、給付を受けた口座を振込先として指定する場合は不要です。

申請書の交付時期等は、勤務先にお問い合わせください。

【申請方法】 持参または郵送

【申請期限】 11月30日(月)

(郵送の場合は必着)

※期限を過ぎた場合は、給付金を支給できません。

※児童手当の現況届提出期限は6月30日(火)です。提出が遅れると、6月以降の手当が支給停止となります。給付金の受給資格の確認を兼ねていますので、必ず期限までに提出してください。

【申請窓口】 福祉部子育て支援課(庁舎1階)

〒673-11493 加東市社50番地

福祉部子育て支援課(庁舎1階)

☎43・0408

【給付金の支給】

平成27年10月下旬から支給予定

※支給の決定後にお届けする通知で、振込日等をご確認ください。

※なお、所得制限限度額を超える場合には、給付金の支給対象外である旨をお知らせします。

【申請・問い合わせ】

〒673-11493 加東市社50番地

福祉部子育て支援課(庁舎1階)

☎43・0408

【給付金の支給】

平成27年度の臨時福祉給付金について

申請手続きの開始は、8月を予定しています。詳細は、広報かとう7月号でお知らせいたします。

【申請窓口】 福祉部社会福祉課

(庁舎1階) ☎43・0407

【申請方法】 持参または郵送

【申請期限】 11月30日(月)

(郵送の場合は必着)

※期限を過ぎた場合は、給付金を支給できません。

※児童手当の現況届提出期限は6月30日(火)です。提出が遅れると、6月以降の手当が支給停止となります。給付金の受給資格の確認を兼ねていますので、必ず期限までに提出してください。

【申請窓口】 福祉部子育て支援課(庁舎1階)

〒673-11493 加東市社50番地

福祉部子育て支援課(庁舎1階)

☎43・0408

【給付金の支給】

平成27年10月下旬から支給予定

※支給の決定後にお届けする通知で、振込日等をご確認ください。

※なお、所得制限限度額を超える場合には、給付金の支給対象外である旨をお知らせします。

【申請・問い合わせ】

〒673-11493 加東市社50番地

福祉部子育て支援課(庁舎1階)

☎43・0408

【給付金の支給】

平成27年度の臨時福祉給付金について

申請手続きの開始は、8月を予定しています。詳細は、広報かとう7月号でお知らせいたします。

【申請窓口】 福祉部社会福祉課

(庁舎1階) ☎43・0407

【申請方法】 持参または郵送

後期高齢者医療制度のお知らせ

65歳以上で一定の障がい(※1)を持たれている方は、後期高齢者医療広域連合の認定を受けて、後期高齢者医療制度の被保険者になれます。認定を受けるためには、申請が必要です。

後期高齢者医療制度に加入した場合は、医療機関での負担は1割(現役並み所得者は(※2)3割)となり、加入した月から被保険者ごとに保険料が発生します。

なお、75歳になるまでは、いつでも申請を撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって被保険者の資格を喪失することはできません。

【対象児童】

児童手当の支給対象となる児童

※平成12年4月2日から平成27年5月31日までの間に生まれた児童

○平成27年度の給付金は、臨時福祉給付金の支給対象となる場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合も給付の対象となります。

【支給額】

対象児童1人につき、3,000円

【申請手続き】

加東市から児童手当を受給している方

加東市で児童手当の現況届を提出する方

加東市からお届けした現況届の裏面に給付金の申請用紙となつていますので、併せて申請してください。

必要なもの

① 子育て世帯臨時特例給付金の申請書

② 印鑑

○外国人の方の場合

・在留カードの写し

(在留期間が更新されたもの)

○児童手当の振込口座と異なる口座を指定する場合

・本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し)

・指定口座が確認できる書類(通帳またはキャッシュカードの写し)

【申請窓口】

福祉部子育て支援課(庁舎1階)

〒673-11493 加東市社50番地

福祉部子育て支援課(庁舎1階)

☎43・0408

【給付金の支給】

平成27年10月下旬から支給予定

※支給の決定後にお届けする通知で、振込日等をご確認ください。

※なお、所得制限限度額を超える場合には、給付金の支給対象外である旨をお知らせします。

【申請・問い合わせ】

〒673-11493 加東市社50番地

福祉部子育て支援課(庁舎1階)

☎43・0408

【給付金の支給】

平成27年度の子育て世帯臨時特例給付金について

申請手続きの開始は、8月を予定しています。詳細は、広報かとう7月号でお知らせいたします。

【申請窓口】 福祉部社会福祉課

(庁舎1階) ☎43・0407

【申請方法】 持参または郵送

【申請期限】 11月30日(月)

(郵送の場合は必着)

※期限を過ぎた場合は、給付金を支給できません。

※児童手当の現況届提出期限は6月30日(火)です。提出が遅れると、6月以降の手当が支給停止となります。給付金の受給資格の確認を兼ねていますので、必ず期限までに提出してください。

【申請窓口】 福祉部子育て支援課(庁舎1階)

〒673-11493 加東市社50番地

福祉部子育て支援課(庁舎1階)

☎43・0408

【給付金の支給】

平成27年度の子育て世帯臨時特例給付金について

申請手続きの開始は、8月を予定しています。詳細は、広報かとう7月号でお知らせいたします。

- ※1 一定の障がいとは、下記のいずれかに該当する場合を指します。
- ① 身体障害者手帳 1級～3級・4級の一部(下肢関係、音声・言語障害関係)
 - ② 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級
 - ③ 療育手帳 A判定
 - ④ 障害年金の1級・2級(労災等の障害年金は1級～4級)を受給
- ※2 現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯の方



問い合わせ
市民生活部保険・医療課
(庁舎1階) ☎43-0501

消費生活相談窓口からのお知らせ

振り込め詐欺が増えています！

平成26年の振り込め詐欺被害件数は、前年に比べて約1.2倍、被害額は約1.5倍の約37.6億円となっています。最近では、金融機関を通じて振り込ませるものに加え、犯人が現金やキャッシュカードを直接取りに来る「受け取り型」の「振り込ませない」振り込め詐欺が増加しています。手口が巧妙化、悪質化していますので、十分な注意が必要です。

【振り込め詐欺の主な手口】

- **オレオレ詐欺**
家族などを装って金銭の支払いを要求してきます。
- **還付金詐欺**
公的機関の職員を装って還付金や給付金の手続きと思わせ、逆にお金を振り込ませします。
- **架空請求詐欺**
架空の有料サイト利用料などを「未払いがある」と偽り、請求してきます。
- **金融商品取引詐欺**
架空の未公開株や社債などの金融商品を「必ず儲かる」として購入を迫り、金銭を騙し取ります。

【消費者へのアドバイス】

- すぐに相手の言葉を信用してはいけません。相手の身分や電話番号などを関係機関に問い合わせるなど、しっかりと確認しましょう。
- 公的機関の職員が還付金等をお渡しするため、ATM操作を行うよう電話をすることはありませぬ。
- 利用したことのないサイトからの請求は無視しましょう。
- 郵便や宅配便で現金を送ることはできません。郵便・宅配便で現金を直接

困ったときは、すぐに消費生活相談窓口へ相談してください。

問い合わせ

加東市消費生活相談窓口
(庁舎1階・市民生活部生活課内)
☎43・0502

子育て世帯臨時特例給付金・臨時福祉給付金でも振り込め詐欺が多発中!!

給付を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。ご自宅や職場などに市役所や厚生労働省から給付手続きのためにATMの操作をお願いすることはありません。

あやしい電話や郵便があれば、市役所にご確認いただくか、最寄りの警察署(または警察相談専用電話「#9110」)にご相談ください。

